

令和5年8月3日(木)
令和5年度保健師中央会議
資料4

こども家庭センターについて

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（概要）（令和4年2月10日）

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

(1) 把握・マネジメント機能の強化

- 市区町村における**身近な子育て支援（保育所等）による身近な把握・相談機能の整備**
- 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を見直し。
- 母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

(2) 支援の充実

- 支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
- 支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

- 児童相談所の**支援強化** ※民間と協働して保護者支援（親子再統合）や里親支援（里親支援機関の児童福祉施設化）の確実な提供を可能に。
- 一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
- 一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

- 児童相談所による措置等の際に、**子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
- 都道府県による**意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**（児童福祉審議会等）の活用等による権利擁護の環境整備
- 社会的養育経験者の**自立支援の充実** ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

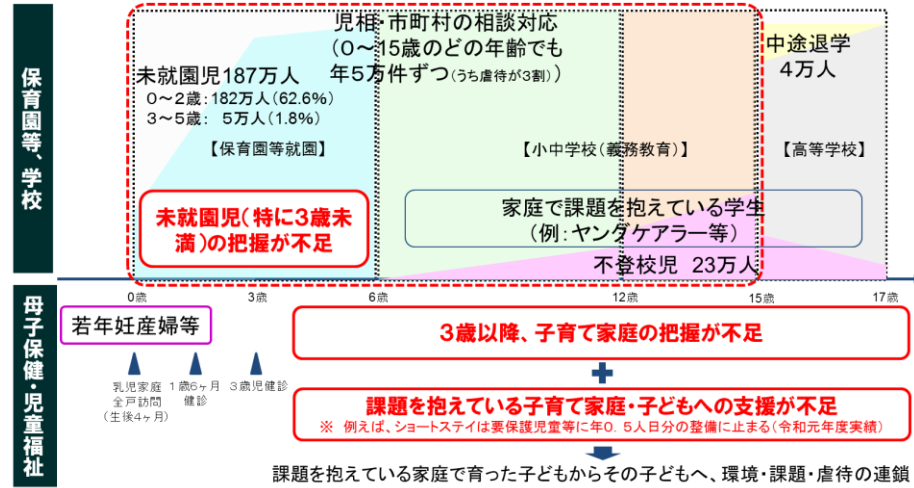
4. 人材育成等

- 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上** ※子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称））を導入
- 児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

包括的な子育て家庭支援体制構築のため、児童福祉法等の改正について検討。

課題1：支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足



先進的な取り組み事例

①未就園児も含め、子育て世帯が登録して相談機関(保育所)につながる

<石川県マイ保育園>

- > 2005年から実施
- > 妊娠時から3歳までの子を持つ全ての家庭が身近な保育園に登録
- > 育児体験、一時保育、育児相談が利用できる

育児相談・プラン作成 育児教室の様子



②子育て世帯に訪問し、育児・家事を支援

<浜松市はますくヘルパー>

- > 2016年から実施
- > 産前から1歳になるまでの保護者のヘルパー利用時に補助
- > 支援内容は家事支援、育児支援、相談支援があり、1日2回最大4時間まで(通算50時間まで)利用可能

家事支援 育児支援



③課題のある就学児童に多様な支援を提供

<Learning for All(葛飾区等)>

- > 6歳~18歳の子どもの状況に合わせ多様な支援を提供
- ※ 子ども食堂、学童、中高生の居場所、学習支援等
- > 学校等と連携し支援と結びつける
- > 「子ども支援の運営」と「大人達の連携」を両輪で地域の中で展開

中高生の居場所 学童



④子育てケアプランの作成と育児用品・バウチャー券の贈呈

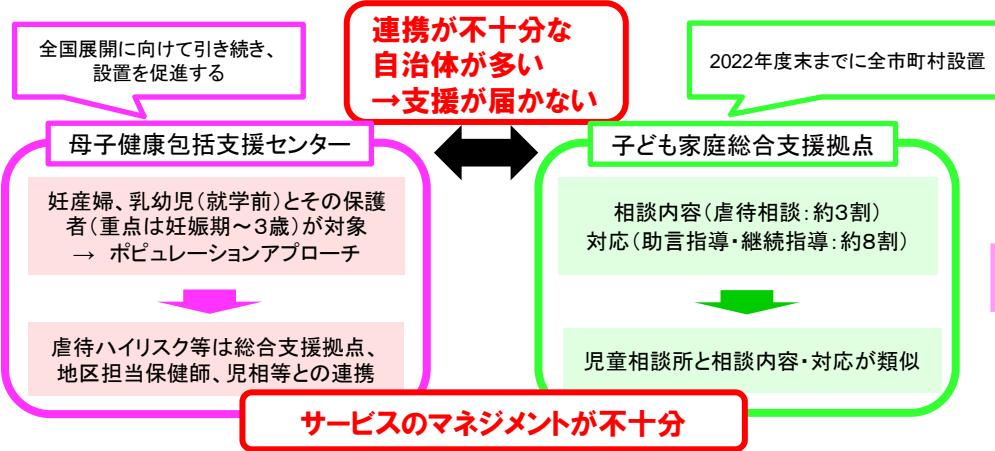
<浦安市子どもプロジェクト>

- > 妊娠から子どもが2歳になるまでに3回子育てケアプランを作成
- > 併せて育児用品、市内協賛店や市の子育て支援サービスで利用できるバウチャー券(1.5万円)を贈呈

ケアプラン作成 贈られる育児用品



課題2：マネジメント体制の再構築が必要



対応1 サービスの質・量の拡充

- ・ 子育ての悩み・不安・負担に対応するための新たな恒久的サービスを法律上に新設。子ども・子育て交付金の対象事業として位置付け。
- ・ ショートステイ、一時預かりについても活用促進のため見直し。
- ・ これらのサービスを子育て家庭に届けるための市町村の権限(勧奨・措置)を整備。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供**、**家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

拡充

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

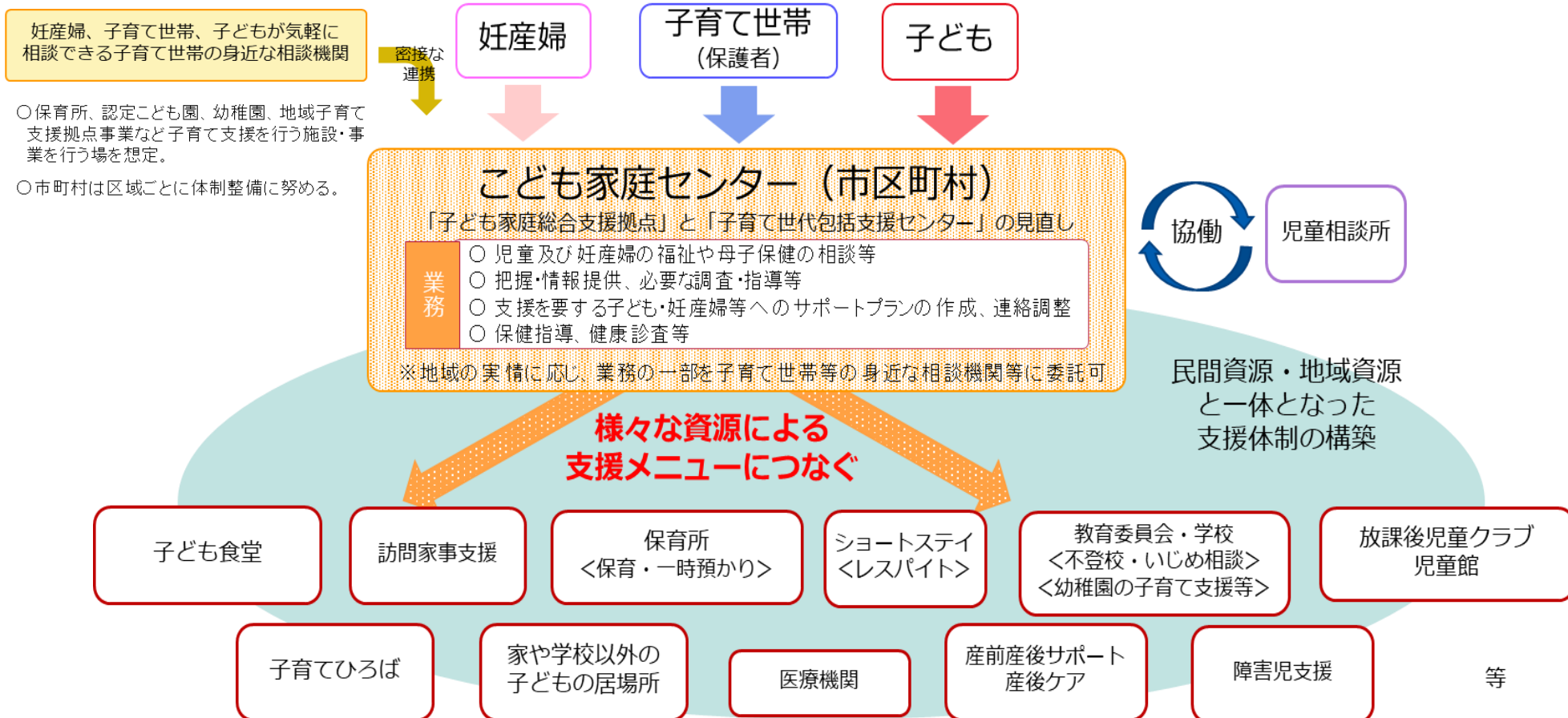
- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

対応2 相談支援機能の一体化(こども家庭センター)

- ・ 子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- ・ こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。



<趣旨・目的>

○ 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める。

○ こども家庭センターは、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

<業務内容>

こども家庭センターにおいては、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。

【児童福祉機能に係る業務】

- ①家庭や地域の状況の把握
- ②情報の提供
- ③相談等への対応（サポートプランの作成等）
- ④総合調整
- ⑤地域資源の開拓
- ⑥地域子育て相談機関との連携、の支援を行う。
- ⑦家庭支援事業の利用勧奨・措置
- ⑧地域子育て相談機関の整備等
- ⑨要保護児童対策地域協議会の「要保護児童対策調整機関」についても、併せて行うことが望ましい。

【サポートプランの作成対象】

対象は、母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者、及び要保護児童、要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦に加え、子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者及び妊婦となる。サポートプランには、解決すべき課題、作成対象者の意向、作成対象者に対する支援の種類及び内容、サポートプランの見直し時期等を記載する。

- ※ 保健師等が中心となって作成するサポートプランは、現行の子育て世代包括支援センターで作成している「支援プラン」と同様。

- サポートプランについては、こどもや保護者との関係性を土台に
こどもや保護者との面談の場等において協働して作成することや、
当事者と共有することが重要。
- 当事者とサポートプラン作成のための相談関係ができていない場合は
作成に向けた働きかけを行い、その上で作成が困難な場合は、可能な限り
当事者のニーズ把握を行い、内部での支援計画（支援方針）に反映し、
支援の実施を図る。
- 支援を拒否する等その実施が困難な場合には、利用勧奨・措置、児童相
談所への送致などについてセンター内部や要対協個別ケース検討会議で
検討することが重要である。
- 定期的にケースの変化や支援の利用状況等について、こども家庭センター
や要対協個別ケース検討会議等で確認をした上で、支援内容の追加や変更
など見直しを行う。

【こども家庭センターの実施体制】

こども家庭センターには、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員を1か所あたり1名配置する。

統括支援員は、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格（例えばこども家庭ソーシャルワーカーなど）等を有している者や十分な経験がある者が望ましい。

（一体的支援の主な業務フロー）

- ① 妊娠の届出、乳幼児健康診査等の機会を通じて、保健師等が支援の必要な家庭を把握し、個別の妊産婦等を対象としたサポートプランを策定。
- ② 合同ケース会議を開催し、統括支援員を中心として、特定妊婦や要支援児童等の該当性判断や支援方針の検討・決定。
- ③ 子ども家庭支援員等が保健師等と協働しながらサポートプランを更新し、当事者に手交。
- ④ 更新されたサポートプランは、こども家庭支援員等と保健師等が適宜、連携・協働して、サポートプランに基づく支援を実施。

サポートプラン作成の理念

- サポートプラン作成の目的は、当事者のニーズに沿った支援方針を作成する過程で、自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促すこと、及び関係機関と支援内容等を共有し、効果的な支援を実施すること。
- 当事者との協働には、「傾聴して、共感し、承認する」という姿勢が必要。
- ニーズの把握においては、当事者との信頼関係が必要であり、関係性構築の過程又はその結果としてサポートプランが作成、手交されることとなる。
なお、信頼関係は最初から築けるものではなく、「試みる」ことが重要であり、サポートプランは当事者と一緒に支援を考えるためのツール。
- サポートプランの作成・手交が困難な状態が一定期間継続した場合、必要に応じて利用勧奨・措置なども検討し、当該結果等も踏まえつつ、必要なケースについては要対協も活用しながら児童相談所等との関係機関と連携し、必要な対応を検討することが必要。

サポートプランを活用した支援の充実

- 要対協における効果的な協議及び支援
- 家庭支援事業に係る利用勧奨・措置の実施
- 児童相談所からの在宅指導措置の受託や親子再統合支援の際の活用
- 他の支援計画との整合性の確保

こども家庭センターと要対協との関係

- こども家庭センターは、こどもとその家庭からの相談に対応する際、複数の関係機関が連携した支援が必要な場合に要対協を積極的に活用し、アセスメントに必要な情報共有や関係機関が協働しながらの支援を実施。
- こども家庭センターの職員が、要対協の個別ケース検討会議における支援の検討、見直し等の際に、必要に応じてスーパーバイズを行うことも検討。
(※) ※こども家庭センターの職員は1人で行うことも想定され、その場合「スーパーバイザーの役割は難しい」といった意見もあった。

統括支援員に求められる資質

○統括支援員は、こども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方についてマネジメントができる責任者として、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有するほか、切れ目ない支援を行うため、以下が求められる。

- ・ 予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
- ・ 支援に活用できる社会資源を熟知していること
- ・ 支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること

○統括支援員には母子保健及び児童福祉に関する必要な研修を積極的に受講することが望まれる。また、改正児童福祉法により導入される「こども家庭ソーシャルワーカー」を取得することが望ましい。

ご清聴ありがとうございました。